

お申込み方法は内側をご覧ください👉

 現在保育園・認定こども園（保育園コース）の2歳児クラスに在園の方は必ずご確認ください。

*年少から幼稚園や認定こども園（幼稚園コース）に入所予定および市外転出等で再調整の申込みをしない方、令和7年度内に退園の予定がある方も入力が必要になります。

申込期間

9月8日 月

～

10月24日 金

保育園・認定こども園
（保育園コース）

3歳児
再調整の
ご案内



令和7年度から、保育士配置基準の改正（※）により3歳児の受け入れ人数が縮小しました。これにより、現在の園とは別の園に入園が決まることがありますので、ご了承ください。

また、希望園については、複数園選択することを推奨します。

※保育士1人が受け持つ子どもの数が少なくなりました。

必要な証明書を揃えて、スマートフォンまたはパソコンから申込みするだけ！

お申込みは **オンライン** で

4月も保育園・認定こども園を (保育園コース)

希望する際に最初に準備すること

※希望しない場合は本人確認書類のみご用意ください。

1. 保育園・認定こども園（保育園コース）
利用ガイドを確認
2. 申込みに必要な書類等の画像データを
利用する端末に保存する
(ex. 就労証明書の写真を撮影する等)

利用ガイド



Grafferアカウントを登録

推奨

申請内容の一時保存、
内容に不備があった際の
再申請などが可能です。

4月からも安城市内の保育園・認定こども園
(保育園コース)の申込みを希望する場合
(★下段参照)

※Grafferアカウントが登録済の場合は、ログインして申請してください。

*注意

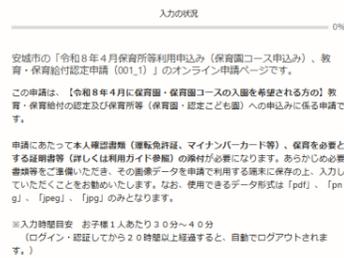
4月から安城市内の
保育園・認定こども
園（保育園コース）
を希望しない場合や
令和7年度中に退園
の予定がある場合は、
後日園から退園届の
記入の依頼をさせて
いただきます。
この申請で退園が決
まるわけではありません。

- ・ 4月からは安城市内の保育園・認定こども園
(保育園コース)の申込みを希望しない場合
- ・ 令和7年度中に退園の予定がある場合

1. QRコードを読み取り、安城市の
電子申請ページを開く



令和8年4月保育所等利用申込み（保育園
コース申込み）、教育・保育給付認定申請
(001.1)



2. 新規登録またはログインして
申請を選択する



3. 新規アカウント登録を行い、
ログイン後、申請フォームに
アクセスできます

PCから申込み場合

1. 安城市の公式ウェブサイト「オンライン申込」と検索し、『令和8年度 保育園・認定こども園オンライン申込み』のページを開く
2. ①4月から保育園・認定こども園（保育園コース）を希望する場合
『保育園・認定こども園（保育園コース）の3歳児進級に伴う入園申込み』を選択し、リンクを開く
②4月から保育園・認定こども園（保育園コース）を希望しない場合、令和7年度中に退園の予定がある場合
『保育園・認定こども園（保育園コース）の3歳児進級に伴う退園調査』を選択しリンクを開く
(後日退園届を園に提出していただきます)

★妊娠・出産要件等のため令和7年度中に退園予定があり、令和8年度4月から安城市内の保育園・認定こども園（保育園コース）に
申込みをする方はこちらから申請してください。(①、②両方とも申請してください。)

①右のQRコード（退園調査）から申請をする
*後日園から退園届の記入の依頼をさせていただきます。この申請で退園が決まるわけではありません。



②右のQRコード（新規申込み）から申請をする



■注意事項■

◆ブラウザの「戻る」ボタン等で前の画面に戻る操作を行わないでください。最初から入力をやり直していただくことになります。

■よくある質問■

※Grafferアカウント登録及びログインしていない場合、以下の操作ができませんのでご注意ください。

Q. 申請にどのくらい時間がかかりますか？

A. 入力には30分以上かかります。Grafferアカウントでログイン後20時間経過するとタイムアウトになってしまいますが、「一時保存データから申請を再開する」より、再度申請が可能です。

Q. 申請内容に不備があった場合、修正できますか？

A. 内容不備のお知らせのメールの下部にあるURLから申請詳細画面へアクセスし、「この申請をもとに新規申請」から、再度申請してください。

Q. 今までと同じ園に通えますか？

A. 新規申込者と一括で利用調整を行い入園先を決定するため、申込状況によっては2歳児まで通っていた園と3歳児から通える園が異なる場合があります。

*利用園の再調整は3歳児進級時のみです。その他の年齢での再調整は行いません。

重要

Q. 就労で申請したけど、その後疾病により休業しました。入園時期が休業時期と重なるときはどうすればいいですか？

A. 申込み後に保育を必要とする事由が変わる場合は、速やかに保育課までご連絡ください。(例：令和8年4月の状態が、就労から疾病に変わる場合、就労から求職活動に変わる場合等、その他事由に変更が生じた場合。)

なお、申込時の内容と令和8年4月時点とで利用調整指数の点数が下がる場合は、利用園決定後であっても原則入園取消しをします。必ず保育課までご相談ください。
(例：就労時間の変更で点数が下がる場合等)

申請者本人の確認書類

マイナンバーカード（表面のみ）、パスポート、運転免許証、在留カード、特別永住者証明書の中から1点
※特定個人情報保護の観点から、マイナンバーが表示された証明書は添付しないでください。

保育を必要とする証明書

※入園希望月の初日に該当するものをご用意ください。

保護者それぞれの分の書類が必要になります。（内縁の方も必要です。）

※65歳未満の同居の祖父母が「保育を必要とする理由」に該当する場合は、祖父母の分もご提出ください。
提出がない場合は利用調整指数が減点となります。※提出書類は申請日から3カ月以内に作成された物が有効です。

認定事由	提出書類
就労 注1	<p>◆就労証明書（①）父・母それぞれの分の提出が必要 ※就労の対価として給与等を支払う法人または事業主が記載してください。</p> <p>◆添付書類 父・母それぞれの分が必要。詳細については就労証明書の裏面を参照してください ※法人格のない事業所で就労する方については、申込期限内に自営業従事確認書（②）の提出が無い場合は申込の受付ができませんので必ずご確認ください。</p>
妊娠・出産	<p>◆出産予定日の分かる書類 （母子手帳の表紙と出産予定日の分かるページ）</p> <p>◆就労証明書（①注2）</p>
育児休業（3歳児以上） ※令和7年度～	◆就労の場合と同様（注3）
疾病	◆診断書（③注4）
障害	<p>◆診断書（③注4）</p> <p>◆身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳のいずれかの写し</p>
介護・看護	◆介護・看護状況調査書兼診断書（④注4）
災害	◆罹災証明書
求職活動	◆求職活動申立書兼誓約書（⑤）
就学	◆就学証明書（⑥）
虐待・DV	保育課までお問合せください。

注1：就労は原則、対価として金銭を授受しているものを指します。

注2：産前・産後休業取得（予定）の方のみ。提出がない場合は利用調整指数が低くなる場合があります。

注3：令和8年度中に育児休業を取得した就労先に復帰する予定の方のみ。令和8年度中に復帰されなかった場合は退園となることがあります。

注4：指定様式以外の診断書も有効ですが、指定の様式をご提出いただいた場合に比べて利用調整指数は低くなります。

◆①～⑥は安城市ウェブサイトからもダウンロードできます。

◆提出書類の虚偽・不正が判明した場合は、申込みの取消し又は利用調整結果の取消し（退園）となります。

その他該当の人のみ必要な書類

① [身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳のいずれか]

父または母がいずれかの手帳の交付を受けている場合はご提出ください。

② [ひとり親家庭状況申告書]

利用調整指数のひとり親家庭加点の適用を希望する場合はご提出ください。

*②は市ウェブサイトから様式のダウンロードが可能です。